

## 西宮市緑の基本計画改定検討会設置要綱

### (設置目的)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく西宮市緑の基本計画の改定を検討するため、西宮市緑の基本計画改定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 検討会は、5人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 緑に関係する市民団体又は事業者に所属する者

### (検討事項)

第3条 検討会は、西宮市緑の基本計画の改定に関する事項について検討し、その結果を市長に報告する。

### (座長及び副座長)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により決定する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

### (構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、市長が依頼した日から平成32年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 検討会は市長が招集する。

### (会議の公開)

第7条 検討会の会議は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると検討会が認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- 2 前項の公開は会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行う。

(報償の額)

第8条 検討会の構成員の報償の額は、日額12,400円とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、土木局公園緑化部公園緑地課、花と緑の課、及びみどり保全課に置く。

2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、座長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。